

荅刺罕考

惠 谷 俊 之

- 一、序 言
- 二、トルコ・モンゴル語史料にみえる「Tarkan」「Dargan」
- 三、漢文史料にみえる「達干」「達刺干」「荅刺罕」
- 四、ペルシア語史料にみえる「Tarkhan」
- 五、結 語

一 序 言

本稿は元史に「荅刺罕」という形で登場するモンゴル族の特権享受者ダルハン (Dargan) の特権の内容、それが果たした政治的・社会的機能を漢文、蒙古語、ペルシア語等の諸文献にみえる記載と比較しつつ追究したものである。

185
蒙古語形 Dargan はトルコ語形 Tarkan に相應するものであり、この語については、かつて歐米の東洋學界で盛

んに論じられたことがあつた。筆者の知る限りでは、まず H. Beveridge 氏が一九一七年に「The Mongol Title Tarkhan」(J. R. A. S. 1917, p. 834) を發表し、學界に論題を提出した。それは、當時、インドのモゴール朝史の研究を進めつつあつた同氏が、「アクバル實錄」(Akbar-Nama) や「ラシーダーイー史」(Tarikh-i Rashidi) にみえる Tarkhan の語義説明と、古代北イタリアのニトルスキー人のタイトル Tarcon または Tarchon との關連性、同一性を示唆したものであつた。この一頁足らずの小論

は、意外に學界の反響を呼び、翌年、F. W. Thomas 氏が同誌に「Tarkhan and Tarquinius」(J. R. A. S. 1918, pp. 122—3)を寄稿し、Beveridge 氏の大體の論旨支持を表明する一方、Beveridge 氏がモンゴル・タイトルとしたことに對し「W. Thomsen のオルホン碑文に同語が登場するところから、Tarkhan, *tapxan* はトルコ語起源であつて、中國語もしくはその他から借用したものではないと思われる。」(F. W. Thomas: Op. cit., p. 122)とした。ところが、再び Beveridge 氏が同年同誌次號に「Tarkhan and Tarquinius」(J. R. A. S. 1918, pp. 314—6)と同名の論考を寄せ、トルコ語ではなく、モンゴル語であると反論した。その根據は、イギリスのインド省の N. Elias 氏が Beveridge 氏に示した浩瀚なモンゴル語辭典であると云ふ。(H. Beveridge: Op. cit., p. 316)

翌年、B. Laufer 氏に「*tarqan*」(B. Laufer: *Sino-Iranica*, Chicago, 1919, pp. 592—5)この問題がとりあげられた。氏は、「現在の科學の發展段階で可能な限り正確にこの語の初期の歴史を跡づける必要を感じる」と前置きして、「*tarqan* という語は古代トルコ語起源であつて、

モンゴル語ではなう」(B. Laufer: Op. cit., p. 592)とした。また「唐代に初めて記録され、オルホン碑文(ex. Apa [Tarkhan])、唐書の雙方に登場すること、このタイトルには古代中國語の相對するものが存在しないか、もしくは未だ発見されていないとした。(B. Laufer: *Loc. cit.*) ならに、チベット史料の *tarqan* はウイグル語の *tarqan* からの音寫であるとし、蒙古族の間ではこのタイトルは決してひろくは用いられなかつた。サナン・セチェンの蒙古源流に登場しないし、滿洲語その他のツングース系諸語も蒙古語から借用していないところをみると、蒙古族の間では比較的新しい時代に屬すようであると述べた。(B. Laufer: Op. cit., p. 594) (なお、蒙古族の間でひろく用いられなかつたという點については、以下の章で説くように、明らかに誤りである。)

ところが、昭和五年(一九三〇)に發表された「回鶻文摩尼教徒祈願文の斷簡」(桑原博士還曆記念東洋史論叢所収)において、羽田亨博士は、そのウイグル文のテキスト A の九行目に登場する *trqan* に註して、「*trqan* 即ち *tarqan* はよく知られて居る語で、唐書突厥傳に記してある

その大臣二十八等中の「達干」に當るものであるが、然もトルコ語の *tarqan* は實は漢語の「達官」の輸入されたものに外ならぬと考える。本來漢語であるものを漢語とは心づかないで、普通の外國語として漢人が扱つた例の一つに數えるべきである。」と述べられ、從來の H. Beveridge 氏の蒙古語説「F. W. Thomas, B. Laufer 兩氏のトルコ語説に對して「漢語説の立場をとられた。羽田博士のこの漢語説は、翌年 W. Bang 氏と A. von Gabain 女史によつて踏襲された。すなわち、W. Bang und A. von Gabain; Analytischer Index zu den Fünf Ersten Stücken der Türkische Turfan-Texte, Berlin, 1931. [501] S. 43. は、羽田博士に據つたと明記して、中國語「達官」からの借用としてゐる。比較的最近の研究では、K. A. Wittfogel と馮家昇兩氏の *History of Chinese Society, Liao. Philadelphia, 1949. p. 433* が遼史の「達刺干」に觸れているが、「Tarxan についての從來の研究をまとめてゐるのみで、特に新しい見解はみあたらないよつてである。」

以上、從來のこの問題についての諸學者の見解を研究史

的に眺めてみたが、これまでの討議は語源的詮索を中心として展開されて來たのであり、それは羽田説の出現によつて、一應結着をみた状態にある。筆者はいま、この語の語源的探究を行おうとするものではなく、むしろ關心はその意味した具體的内容、それが北アジア遊牧民社會において果たした政治的・社會的機能、とくに元代におけるそれを把握することにある。そして、それがひろくトルコ系モンゴル系遊牧民社會史においてどのような位置を占めるものであるかを探ることにある。

二 トルコ・モンゴル語史料にみえる

“Tarxan” “Dargan”

さて、この語が元來、漢語からの借用語であつたにせよ、北方アジア遊牧民社會におけるこのタイトルの政治的・社會的機能を把握するという立場からは、彼ら北方民族自身が自からの言語で記録した文獻に登場する形を豫め捉えておくのが順序であると考えらる。

まず、その語義であるが、トルコ語形 *tarxan* は、W. Radloff: *Versuch eines Wörterbuches der Türk-Dialecte. S.-Gravenhage, 1960. Bd. III. S. 854* に「特

權階級」(der privilegierte Stand)や Pavet de Courteille のチャガタイ語辭典によれば、あらゆる種類の税賦の徴収を免ぜられ、掠奪に際し、分取品に對する釀出を免ぬがれ、王の幕營に出入を許され、罪を犯しても取調への對象にならない者を指すという。

なお、フントマー・カーシユガリーの「中世トルコ語彙集」(C. Brockelmann; Mitteltürkischer Wortschatz nach Mañmüd Al-Kaşparis Diwan Lurjät At-Turk, Budapest, Leipzig, 1928.)で tarxan, Befehlshaber (ibid., S. 198) tarġän; Titel des regierenden Chakans und der Fürstin (ibid., S. 204) と解説している。

次に、モンゴル語形 Dargan と同じで、J. E. Kowalewski; Dictionnaire Mongol-Russe-Français, Kasan, 1844. Tome III, p. 1676 で、^①ouvrier, artiste, ^②darkhan, libre d'impôts とあり、すなわち、^①職人、^②免税されたもの、の二つの意味がある。I. J. Schmidt; Mongolisch-Deutsch-Russisches Wörterbuch, St. Petersburg, 1835. S. 272, a 同 ^①der Handwerksmann, Künstler; ^②ein in den Adelstand

Erhobener oder von Abgaben Befreiter とあり、^①ちなみに、B. Y. Vladimirtsov は Darxan を ^①奴隸的隷屬より解放され、^②犯罪に對する刑罰を免除され、^③租税賦役の義務を免ぜられたもの、と解している。なお、箭内互博士は、「荅刺罕 tarġhan は蒙古語自在の義にして天子の殊寵を蒙れる人の稱號にて、その例少からず」としておられる。

右によつて、この語の大體の意味は擱めた。次に、史料に登揚する具體的な形を扼えよう。ところで、tarxan なる語そのものは、北方民族が彼ら自身の言語で遺した記録の中では、すでに、古代トルコ碑文以來登場し、^④ウイグル文書やフントマー・カーシユガリーの語彙集にもみえるが、^⑤それらはいずれもその具體的内容をうかがうにはあまりにも零細にすぎぬ。なんとついても、一番まとまつて、また詳しい内容を知りうるのは、十三世紀の初期蒙古社會を描いた元朝秘史をもつて最初とする。元朝秘史、卷九に、はじめチンギス汗が少年時代、泰亦赤兀惕 (Taicitud) 族に捕えられ、ちやうとしたとき、鎖兒罕一失刺 (Sorran-Sira) 父子に匿まわれて、身の安全をえたことに對する

感謝の意味で恩賞を與えるにあつて、次のようにいう。

「▲さて今や、我、汝に恩賞を與えんとするに、いかなる恩賞を汝欲するや▼と尋ねたり。ソルハン・シラ (Sorhan Sira) はその子チラウン (Çilarun)、チンバイ (Çinbai) らとともに語りて、▲恩賞を賜うなれば、放牧地 (nutur) を自由にせ (dargala) れよ、メルキッド族 (Merkid) の地、セレンゲ (Selenge) に放牧し、自由にされよ。またそれ以上の恩賞はチンギス・ハンが定めたまえ、▼といえり。かくて、チンギス・ハンは、▲メルキッドの領域、セレンゲに放牧し、放牧も自由にせよかし、子孫の子孫に到るまで弓箭を帶し、杯飲を享受せよ。九回罪を犯すも罪におとすなかれ▼と下命せり。またチンギス・ハンはチラウン・チンバイの二人に恩賞を與えて、▲かつてチラウン・チンバイの兩人が語りし言を想い、いかで充たさずにおかれようぞ。汝らチラウンとチンバイよ、汝ら二人、その心に言わんとすることあらば、不足し求むるものあらば、かかる際、他人に告ぐるなかれ。自から親しく口頭にて我に汝ら自から想えることを告げよ。その缺乏せるものは我自身に求むべし。▼

と下命ありき。また▲ソルハン・シラ、バダイ、(Batani)、キシユリグ (Kishir) よ、汝らダルハンたるものは、またダルハンの特權を享受し、多くの敵を攻略し、財物をうれば、えしものもて所有せよ。野獸を圍むれば、殺せしものもて所有せよ。▼と下命ありき。▲ソルハン・シラはいわばタイチウトのトデゲ (Tödege) の奴僕 (qaran) たりしぞ。バダイ・キシユリグの二人はいわばチュレン (Çeren) の馬子 (adurçici) たりしぞ。今や我が従士 (turut) となり、弓箭を帶し、杯飲して、ダルハンの身分を享受すべし。▼と下命ありき。」^⑤

ソルハン・シラらに下賜された恩賞の内容は、①メルキッド族の所有するセレンゲ流域に自由に放牧を營む權利、②弓箭を所持し、杯飲することを世襲的に享受する特權、③犯罪を九回犯しても罪に問われない特權、④掠奪戰に際して、自から敵から獲た鹵獲品を自分のものにする特權、⑤圍獵に際し、自から殺した獲物を自分のものにする特權、⑥家内奴隸 (qaran) や馬子 (adurçici) のような奴隸的身分より解放され、騎士の身分を享受する、——というものであつた。なお、ソルハン・シラの子、チラウンとチ

ンバイは生活に不足なものがあれば、チンギス汗に直接申し出ることを許されている。

さて、右の記述により、十三世紀初葉の初期蒙古社會におけるダルハンの特權の内容がほほわかつた。元朝秘史のみではなく、時代は降るが、他の蒙古語文獻にもダルハンは登場する。すなわち、アルタン・トプチ (Altan Topchi) s.24 は、チンギス汗がタイチウトのチルゲル・ヘケ (Čilger Böke) の家に招かれて、あやうく危害を加えられるやうとしたときに、

「そこで、「事態が」悪化したので、ハサル (Qasar) は矢を敷えていた。ベルゲテイ (Belgetei) は酒囊一杯の馬乳酒をもつて打ちつけて、ホルチン (Qorčin) のトフタフイ (toftaqū) の白い牝馬に主君を左手で騎乗させた。「主君は」トフタフイをダルハンにした。それよりダルハト (darqad) 氏族となつた。」

のように、危機を救つたトフタフイ (Toftaqū) にダルハンの稱號を與えたと記している。また、同書の明代の記事に、ダヤン汗がバラグン・グルバン・トゥメン (Baraγun turban tümen) との戦鬪に際して、ダヤン汗に協力した

部下たちに、ダルハンの稱號を贈つた例がみられる。すなわち、

「その後、ダヤン・ハガンはバラグン・グルバン・トゥメン (Baraγun turban tümen) との戦鬪に際しての援助者たちをすべてダルハンにした。チャキチア (Čačica) の子孫は官人 (noγan) なしにあれよといつてダルハンにした。オイラト (Oyirad) のシギウセ (Sigūse) とアラグチ (arlagči) の二人の子孫は七世代に至るまで租税 (alba) なしにあれよといつて、ダルハンにした。」

のように、部下の一人、チャキチアの子孫は官吏の督察を受けることなく自由に生活することを許され、オイラトのシグウシとアラグチの子孫は七世代に至るまで税賦納入を免ぜられている。

サガン・セチェン (Saraγuγ Sečen) の蒙古源流 (Erd-eni-yin Topči) にも、シアクラバルト・セチェン・ジヌン (T'sakrabart Sečen Jinnuγ) が汗位に就いた後、勳功のあつた部下たちを、

「そのとき、オールドス・トゥメット (Ordus tümed) の

殘存していた大小のノヤンたちはすべて大衆を集めて、集結させて混亂より脱出して行く途中で相遇して追つて來たのだといつて、ボディタイ・チョケグル (Bodhitai Cökegür) にエルケ・ノヤン (Erke noyan) の稱號を與えて、初めから同盟して敵を攻めて來たのだといつて、サナン・フン・タイジ (Sanang qung taiji) にエルケ・セチェン・フング (Erke sečen qung) という稱號を與えて、旗 (qosirū) をもつ大行軍 (yеke аyan) に際して先驅し、大狩獵 (yеke aba) に際して中央を進むダルハンに封じて、また他の大小のノヤンたちが一致して力を彼に貸したことについで酌量をもつて彼らに恩賞を加え、従前のように天下を泰平に統治した。」^⑥

のように、恩賞としてダルハンに封じた例がみられる。右によれば、ダルハン は行軍に際して旗手として先驅をつとめ、圍狩に際しては中央を進む榮譽が與えられていたようである。

三 漢文史料にみえる

「達干」「達刺干」「荅刺罕」

さて、次に中國側の史料を調べてみると、古くは唐書の突厥傳に「達干」という形で登場しており、^⑦ オルホン碑文の tarxan の音寫に外ならないが、突厥の大臣二十八等の一で、この官位には定員がなく、しかも世襲を許されるものであつたということ以外は明らかでない。降つて遼史になると、かなり詳細なことが把める。遼史には「達刺干」という形で登場しているが遼史の記載によれば、契丹族の部族組織の下級單位、「石烈」の副長官のタイトルであつた。^⑧

次に、元史には「荅刺罕」の形で登場しており、モンゴル語形 Dargan の音寫である。

例えば、卷一二三、召烈台抄兀兒の傳に、
 召烈台抄兀兒初事太祖、時有哈刺赤散只兒・朶魯班塔塔兒・弘吉刺・亦乞烈思等居堅河之濱忽蘭也兒吉之地、謀奉扎木合爲帝、將不利於太祖、抄兀兒知其謀、馳以告太祖、遂以兵收海刺兒・阿帶亦兒渾之地、盡誅扎木合等、
 惟弘吉刺入降、太祖賜以荅刺罕之名、」

とあり、扎木合 (Jamuga) の企てを察知して、チンギス汗に急報し、危機を未然にとどめた召烈台抄兀兒に荅刺

罕の號を與えており、また、卷一三六、哈刺哈孫傳にも、

「哈刺哈孫幹刺納兒氏、曾祖啓昔禮始事王可汗脫斡璘、王可汗與太祖約爲兄弟、及太祖得衆、陰忌之、謀害太祖、

啓昔禮潛以其謀來告太祖、乃與二十餘人、一夕遁去、諸部聞者多歸之、還攻滅王可汗、併其衆、擢啓昔禮爲千

戶、賜號荅刺罕、從平河西・西域諸國、祖博理察、太宗時、從太弟睿宗攻河南、取汴蔡滅金、賜順德以爲分邑、

父囊加台、從憲宗伐蜀、卒于軍、哈刺哈孫威重、不妄言笑、善騎射、工國書、又雅重儒術、至元九年、世祖錄勲

臣後、命掌宿衛、襲號荅刺罕、自是人稱荅刺罕、而不名、帝嘗諭之曰、汝家勲載王府、行且大用汝矣、又語皇

太子曰、荅刺罕非常人比、可善遇之、十八年割欽・廉二州、益其食邑、」(一 a - b)

とあるように、哈刺哈孫はその曾祖啓昔禮が王罕の亂に際して、チングス汗に密報の功あり、千戸の職にとりたて

られ、荅刺罕號をうけて以來、祖父・父も從軍の功あり、哈刺哈孫自身も、國初勲臣の後裔として厚遇され、宿衛官

に任命され、この號を襲っている。なお、その子脫歡も、

「[哈刺哈孫]子脫歡、由太子賓客、拜御史中丞、襲號

荅刺罕、進御史大夫・行臺江南、尋拜平章行省江浙、進左丞相、兼領行宣政院、」(卷一三六、五 b)

のように、襲號し、左丞相にまで進んでいる。これらはいずれも漠北時代に顯著な軍事的勲功のあつたものに對して賜授された例であるが、元朝成立後にも、

「是月〔至正十一年十一月〕、遣使、以治河功成、告祭河伯、召賈魯還朝、超授榮祿大夫・集賢大學士、賜金繫腰一・銀十錠・鈔千錠・幣帛各二十四、都水監並有司官有功者三十七員、皆陞遷其職、詔賜脫斡荅刺罕之號、俾

世襲之、以淮安路爲其食邑、」

のように、功績のあつた臣にこの號を賜授している。この記事は卷六六、志一七下にもみえ、黄河の治水工事の功によつて與えられたものである。

因に、輟耕錄に、

「荅刺罕、譯言一國之長、得自由之意、非勲戚不與焉、

太祖龍飛日、朝廷草創、官制簡古、惟左右萬戶、次及千戶而已、丞相順德忠獻王哈刺哈孫之曾祖啓昔禮、以英材見遇、擢任千戶、錫號荅刺罕、至元壬申、世祖錄勲臣後、拜王宿衛官、襲號荅刺罕、」

とあり、陶宗儀は荅刺罕を「一國の長で、自由をえたものの意」と解し、勲威でなければ、この稱號は賜與されな
いとして、先に元史から引用した哈刺哈孫傳の記事を例と
してあげている。

こうして、元史を始めとする元代の中國史料からは、荅
刺罕とは顯著な勲功のあつた家臣に皇帝から賜授される榮
譽的稱號で、子孫に世襲を許されるものであり、先にみた
例でもわかるように、被賜與者は多く、千戸、宿衛官等の
實質的官職を同時にもつており、この稱號はことに元朝成
立以後は單なる榮譽權的性格のものとなつていたことがわ
かつた。

四 ヘルシア語史料にみえる“Tarkhan”

それでは、最後にヘルシア語史料を調べてみよう。トル
コ史や蒙古史にとつて重要な報道を含むヘルシア語文獻は
この場合にもかなり詳しいデータを提供してくれる。

まず、イル汗國のシユワイニー (Ara Malik Juwaini)
が一二六〇年頃著作した蒙古史、「世界征服者の歴史」
(Tarih-i Jahān-Gushā) は、王罕がチンギス汗に對し

叛亂を企てたとき、王罕幕下の二人の青年 (Kishik と
Bad) がチンギス汗に密通して、叛亂が未然に鎮定された
ことを述べた後、

「そこで「チンギス・ハーンは」かの二人の青年をタ
ルハーン (Tarkhan) にした。タルハーンとは次のよう
なものであつた。すなわち、あらゆる貢租より免ぜら
れ、またあらゆる征服戦において彼らがえた戦利品は彼
らに委ねられ、また彼らが望むあらゆる場所に、王の幕
營に檢問をうけず、許可をうることに立ち入りする
ものである。また彼らには軍兵と人足が與えられた。ま
た羊・馬や驢馬や服飾品が限りなく、數えられないほど
「與えられた」。そして、たとい彼らについて犯罪が発
見されても、彼らにそれについて審問を行なわないよ
う、また彼らの九代の子孫に至るまで (in Benahom
Trazandi-Isian) この掟は守られねばならぬと命令し
た。今日、かの二人の家系から出た人々が多數いる。あ
らゆる國で尊められ、敬まわれている。そして王たちの
宮廷で高官として畏敬されている。」^⑥

と述べ、彼ら二人にタルハーン (Tarkhan) の特權が與

えられたこと、その内容は、①貢租の義務を免除せられ、
 ②征服戦における獲物を自由にし、③許可なしに宮廷への
 出入を許され、④犯罪を犯しても處罰の對象にならず、九
 世の後に至るまでこの特權は世襲的に享受せられることを
 擧げてゐる。

さて、次にインドのモゴール朝のアクバル帝に仕えた宰
 相アブール・ファズル (Abul-Fazl) の著「アクバル實
 錄」(Akbar-Nāma) 卽位三十八年の條に、モゴール朝
 のマンサブダール (mansabdar) の一人でタタ (Thatha)
 に采邑 (jagir) をもつ三千騎長ミールザー・シャリー
 ー・タルハーンの家系について、次のような記述がみえ
 る。

「ミールザー・シャリー (Mirzā Jāni) はシャカル・
 ナグ・タルハーン (Shakal Beg Tarkhān) の後裔アブ
 ドゥル・ノーリク ('Abdu-l-khalīq) の子アブドゥル
 ・ブリー ('Abdu-l-'Alī) の子ムハンマド・イサー
 (Muḥammad 'Isā) の子ムハンマド・ノーキー (M-
 uḥammad Bāqī) の子ムハンマド・トンンマド (Payinda
 Muḥammad) の子である。彼「ジャカル」の父イク

・ティムル (Iku Timur) はトウクタミシュ・ハーン
 (Tuḡanish khān) との戦鬪に武勳をたて、サーヒ
 ブ・キラニー (Sahib Qirāni) 「=ティームール」
 はその治世の初め、彼に恩寵を加えた。そして、彼にタル
 ハーン (Tarkhān) の位を賜與した。彼はチンギーズ・
 ハーン (Chingiz khān) の子トゥーリー・ハーン (Tūi
 Khān) の子フラーグー・ハーン (Hulagū Khān) の子
 アバーガ・ハーン (Abagh Khān) の子アルグーン・ハ
 ーン (Arghūn Khān) から四世代の後裔であつた。正し
 い王者はその臣下のうちの若干のものたちにある種の特
 典を與えた。そして彼らをこの名「タルハーン」でもつ
 て榮譽あらしめた。サーヒブ・キラーンのタルハーンと
 は、その部將 (chawush) たちがいかなる場所にも立入り
 をさまたげられず、犯罪は九回犯すまでは彼および彼の
 子孫たちが審問されないものであつた。大ハーン・チン
 ギーズ・ハーンはキイシュリク (Qishliq) と^{補註①}ハーター
 (Bāta) を^{補註②}敵の情報をもたらしした功で、この地位につけ
 た。そして恩寵を加え、貢租の義務 (bār-i-farmanāsh)
 を免除した。そして、彼らの分取品から王室への分け前

(shahanshahi bakhsh) を徴収しなかつた。ところで、タルハーンには次の七種の品をとくにもつ光榮が許された。タバル (Tabl || 太鼓) とトゥマン・トグ (tuman togh || 軍旗) とナクカーラ (naqgara || 太鼓の一種?)、その部下の二人にクシュン・トグ (qushun togh) をもたし、また、チャトル・トグ (chahr togh) とクール (qur || 箆?) をつける。

蒙古 (Moghul) の慣習は次のようなものであった。すなわち、支配者以外の何人もその手に箆 (tarkash) をとることができず、彼の狩獵場 (shikar-gah) は封禁 (farg) されていた。もし何人かそこへ立入ると、彼は奴隸にされた。彼「|| 支配者」はその部族の長であり、宮廷の大臣たちは彼の兩側に一弓身だけ離れて座る。アミール・プーラージー (Amir Balaizi) がトゥグラク・ティームール (Tughlaq Timur) を擁立したとき、千戸長 (bazar) までの任免權を彼に授與した。そして、罪を犯しても彼の子孫は九代の後に至るまで (far nuh shahm) いかなる審問も行われぬより命じた。そして、罪が九回を越えると、審問が行われる。これに對し

て懲罰が課せられるとき、彼は二歳の白馬の上のせられ、そして白布が馬の蹄下に敷かれる。彼の抗辯はバルラス (Balas) の首長の一人によつて、答辯はアルキーヴァット (Arkivat) の首長の一人によつて傳えられる。それから彼の首の血管が切り開かれ、二人のアミールが兩側に立ち、彼が死ぬまで監視しつづける。それから彼らは彼を人前から移し、哀悼を捧げて埋葬する。フイジル・フワージヤ (Khizr Khwaja) はアミール・ホダーード (Amir Khudatad) をこの地位につけた。そして彼は三種の他の特權を加えた。① 祝祭日にすべての貴族たちが徒歩であるとき、君主のヤサーワル (yasavā) が馬上から命令を傳えるとき、タルハーンも馬を用いることができる。② その祭の饗宴で酒杯をハーンのために右手に、タルハーンのために左手に杯人が捧げもつ、③ 彼の印章が勅令書の上に捺される。しかし、王の印章が最後の行の頭に捺され、タルハーンのはそれはその下である。

もしも、あらゆる恩典が裁量と一致するならば、彼らは神の意志の成就と一致する。九回罪を犯すまで、審問

されないという規定は、それらがいかなる性質のものにもせよ、妥当なものではないと思われる。思慮の深い皇子が人を裁き、いかなる悪辣な行爲も行われていないかを注意して、そのような命令がある種の人々を高揚するために出されたものであるならば、ある程度妥当である。しかし、少くとも九世代の間、審問が行われぬという規定に關しては全能の神が彼(ハーン)に未來を豫知する力を授けたもうたと思えない。私の言葉は誤つていゝであらうか。それとも私は物語を興味深くするために作爲したであらうか。」^④

すなわち、ミールザー・ジャーニーの家系は蒙古のチングス汗にまでさかのぼるもので、その祖先の一人シャカル・ベグ・タルハーンの父、イク・ティムルは、ティームールに勲功ありと認められて、タルハーンの稱號を許されたという。ティームール朝時代のタルハーンとは、彼の部將がいかなる場所にも立入りを許され、彼自身とその子孫は九回まで罪を犯しても處罰されないもので、別に七種の特權が附随したとし、その内容について述べているが、この記事は、著者アブル・フズルが、ミールザー・ハイダル

(Mirza Haidar) (圖元/圖一三九)の著わした中央アジアの蒙古史「ラシーディー史」(Tarikh-i-Rashidi)より抄出したものと思われる。そこで、次に「ラシーディー史」の對應部分を掲げてみると、

「その他の出來ごとの中で特に注目には値するのはアミール・ホダーイダード(Amir Khudat'ad)の地位の復活である。すなわち、チンギース・ハーンの治世にアミール・ホダーイダードの祖先ウルトゥブ(Urtub)なるものに次の七種の特權(mansab)が賜與された。①太鼓(tabl)②軍旗('alam)前者はタル語の naqara、後者は tumān togh と呼ばれる。③その部下の二人がクシューン・トグ(qushūn togh)をつけうる。クシューン・トグはチャーパール・トグ(chāpār togh)と同義語である。④彼はハーン(khan)の諮問會議でクルル(qirān)をつけうる。ただし、蒙古族の間ではハーン以外の何人もクルルを手にすることができない習しであつた。⑤何人も彼の狩獵場に入ることを許されず、もし入れれば奴隸にされる。⑥彼は全蒙古のアミールである。そして勅令書(farman)に彼の名が、「蒙古國の

サルダール(首長)(ulus-i Moghul-rā sardar)と記される。⑦ハーンの面前で他のアミールたちが座るとき、彼らは彼よりも一弓身ハーンから離れて座る。

以上がウルトゥブにチンギース・ハーンが授けた七種の特権である。アミール・ブラージー(Amir Būājī)がトゥグラク・ティームール・ハーンをカルマーク(qalmaq)の地より連れて来て、汗位につけた。彼はこの忠勤に報いるため、先述の七種の他に二種の特権を加え、合計九種の特権を享受した。その第一は、彼はクシューン(qushun)のアミール、すなわち、千人の部下をもつ將軍をハーンに諮ることなく任免する権限をもつこと。第二はブラージーと彼の子孫は九回罪を犯しても審問されない。十回目罪を犯すと、裁判所で彼を二歳の白馬の上のせ、馬の蹄の下に白布を敷く。彼の陳述はバルラス(Bartas)がハーンに傳達する。そして、ハーンの言葉はキサヴァト・バーディー(Kisavat Badī)から傳えられる。審問はこのようにして行われ、もし犯罪が殺人犯であると、他の九つの罪も檢證される。そして二人のアミールが彼の兩側に立ち、監視する。首の血

管を開き、血がすっかり彼の體からたれ、死ぬと、かの二人のアミールは哀悼を捧げて、彼の遺體を埋葬する。これらの九種の特権は私がかつて見たトゥグラク・ティームール・ハーン(Tughlaq Timur Khan)の印璽を附して発せられた勅許狀に記されていた。それは私の家系に傳承され、最後に私の父(彼の上に神の平和あれかし)の手に渡つた。しかし、シャーヒー・ベグ・ハーン(Shahī Beg Khan)の世の亂に破損消失した。それは蒙古語・蒙古字であつた。最後の行に蒙古語で、猪の歲、クンドウーズ(Qunduz)にて、と書かれていた。トゥグラク・ティームール・ハーンの領域がクンドウーズにまで及んでいた證據である。現に生存している人々の中にかのハーンの治世について知つているものは誰もいない。そこで私はこの出來ごとをザファル・ナーマ(Zafar Nama)にみえる記述によつて記した。フィシル・フワージャ・ハーン(Khizr Khwāja Khan)はアミール・ブラージーの子、アミール・ホダーイダードの助力によつてカマル・アッ・ディーン(Qamar al-Din)の暴逆の四から救われ、ハーンの位についたので、ア

ミール・ホダーイダードに上述の九種の特権にさらに三種の特権を加え、十二種、一つは祝祭日にハーンの子サーワアル (yasawal) が騎乗して、序列を整えるとき、アミール・ホダーイダードのヤサーワアルの一人がこの式に参列して、ハーンの子を捧げて右側に立ち、他の一人がアミール・ホダーイダードの杯を捧げて左側に立つ。そして、これら二つの杯はハーンとアミール・ホダーイダード二人のために用いられる。アミール・ホダーイダードの印章があらゆる勅令書に捺されるが、ハーンの印章は彼の上には捺される。これらがアミール・ホダーイダード名義で賜授された勅許状にみえる十二種の特権であつた。そしてこの十二種の特権は彼の死後その子アミール・ムハンマッド・シャー・クルカーン (Amir Muhammad Shah Kurkan) に傳わり、またその死後はムハンマッド・シャーの兄弟の子アミール・サイド・アリー・クルカーン (Amir Sayyid 'Ali Kurkan) に、彼の子ムハンマッド・フサイン・ミールザー・クルカーン (Muhammad Husain Mirza Kurkan) に、彼の子ムハンマッド・ハイダル・ミールザー

・クルカーン (Muhammad Haidar Mirza Kurkan) すなわち、著者の父ムハンマッド・ハイダル、通稱ミールザー・ハイダル (Mirza Haidar) に傳つた。」

右によれば、チングス汗時代のタルハーン (tarkhan) は、①太鼓 naqqara をもつこと、②軍旗 tumān togh (萬戸旗?) をもつこと、③部下の二人に qushūn togh (千戸旗?) をもたすこと、④服をつけること、⑤汗の大狩獵(圍獵)の際の或種の特権、⑥蒙古國 (ulus-i Mughūl) の首長 (sardār) であること、⑦汗の面前で坐るとき、汗からの位置は他の將軍たちより一弓身前であること、以上を許された特権であるという。そして、後にチャガタイ汗家のトゥグラク・ティームールの時代になつて、⑧千戸長の任免權、⑨九回までは罪を犯しても罰せられない特権が加わり、さらにその子フィジル・フワージャの時代に、⑩祭典への参列、⑪杯を汗とともに捧げられる。⑫勅令書に汗の印璽の下に彼のそれを捺することを許されたとし、合計十二種の特権を享受するものとなつたと述べている。その信憑性はともかく、若干の注意を拂うに値するいくつかの点として長文にもかかわらずあえて引用してみた。

五 結 語

以上、ダルハンをめぐるつて、蒙古、中國、ペルシア各語の文獻にわたつて涉獵してみたわけであるが、このあたりで、これら東西の史料を比較検討しつつ整理しなければならぬ。すでにみて来たように、タルハン・ダルハンは古くから北方遊牧民族の間の特權階級として文獻に登場し、また後代にも東西のトルコ系蒙古系民族の間にみられるが、一應問題を元代の蒙古族の場合にしぼつてみると、最も中心になる記録は元朝秘史にみえるそれである。秘史によれば、ダルハンとは、①特定地域で税賦の義務を免ぜられて自由に放牧を行う。②弓箭を所持し、杯飲しうる特權を享受する。③犯罪は九回まで罰せられない。④掠奪戰に際して自から獲た鹵獲品を自由にしうる。⑤圍獵に際して自から射止めた獲物を自由にしうる。（「自由にする」とは獲物を出さないで全部を自分の所
有にすることができるの意）以上の諸特權を世襲的に享受するものであつた。ペルシア側のジュワイニーの記述もこれとよく一致するが、ただ、③については、犯罪を犯しても九世代まで（ta be-nahom frazand）は罰せられないとして

おり、秘史が九回までとしているのと對立する。ジュワイニーが誤り傳えたものとみるべきであらう。

秘史にみえるチンギス汗のモンゴリア高原における部族統一期、漠北時代におけるダルハンは、このように遊牧的環境の中での特權であつたが、蒙古族の中國征服以後、すなわち、元朝時代においては、元史を始めとする中國史料からわかるように變質を免れなかつた。免税の放牧地（mintin）の代りに漢土の農地が食邑として下賜され、賜授された對象も初期のダルハンが顯著な軍事的功績のあつたものに對して下賜されたのに對して、後には軍事的よりもむしろ行政面での功績の方が中心になつたようである。この稱號の享受者は、多く別に千戸、宿管官等の實質的官職をもつており、稱號は單なる榮譽格的性格のものたるにとどまつたようである、しかし、これが世襲される特權であるという點では、漢人社會の恩蔭の制度と對比されるべきものであらう。このような榮譽的特權を授與することを通じて、元來單なる民族的集團のルーズな結合體であつたに過ぎぬ蒙古族の間に、大汗を頂點とする封建的支配體制を導入し、これを秩序ある統一體に仕上げるための一助と

するといふ政治的意圖が、その裏に働いていたと推察される。

なお、アブル・ファズルとミールザー・ハイダルは十二種の特権を數えているが、これらのうち、軍旗 *tomān togh* をもつ特権は蒙古源流の「旗 *qositu* をもつて云々」の記述にあたり、箭 *qur* をつける特権は秘史の「教翰兒赤刺兀勒周……」にあたるものであろう。また、杯を捧げられる特権中舌は、秘史の「教斡脫古列兀勒周……」に相當するものであるとすると、アブル・ファズルとミールザー・ハイダルはフィジル・フワージャ時代に新たに加えられた特権としてゐるが、實はチンギス汗時代にすでに行われたものであることになる。アブル・ファズルは、トゥグラク・ティームール時代に加わつた特権の一つに、罪を犯しても九世代の後に至るまで罰せられないといふのをあげている。アブル・ファズル自身もこの挿話の最後で疑つてゐるが、ミールザー・ハイダルの對應部分に照して九世代は九回の誤りであろう。そして、これも實は秘史によれば、すでにチンギス汗時代に行われた特権である。汗の面前での座位が他の將軍よりも一弓身前である特権、千戸長の任免權、

勅令書に印章を捺す特権、また十回目目の犯罪に對して、審問が行われ、二歳の白馬の蹄下に白布を敷き云々の記述も同様、信憑性はともかく、元明時代の中央アジアのトルコ・モンゴル族の慣習についてインドのペルシア語で著作した史家達の伝えるユニークな報導である。

註

- ① B. Y. Vladimirtsov 「蒙古社會制度」(外務省調査部譯、昭和十六年) 一五九、二〇四、二二六、二六二、二七二、三七六、三八四、四二〇頁各所。
- ② 箭内互「元代の官制と兵制」(「蒙古史研究」昭和五年) 七九四—五頁。
- ③ オノホン碑文' I N₁₂; I W₂; II S₁₃ じみえと targan (cf. Vilh. Thomsen: Inscriptions de l'Orkhon, Helsingfors, 1896. p. 59) · W. Radloff: Die Altürkischen Inschriften der Mongolei. Zweite Folge, St. Petersburg, 1899. Text (N). 6, 12, 35, 13 參照。
- ④ W. Bang und A. von Gabain: Analytischer Index zu den Fünf Ersten Stücken der Türkische Turfan-Texte, Berlin, 1931. [501] S. 43.
- ⑤ C. Bloekelmann: Mittelürkischer Wortschatz nach Mahmūd Al-kāšfaris Diwan Luḡāt Al-Turk, Budapest, Leipzig, 1928. S. 198; S. 204.
- ⑥ 白鳥庫吉「音譯蒙文元朝秘史」(昭和十八年) 卷九、二十

- 三b—二十六a、四部叢刊本卷九、二十四a—二十六b 那
可通世「成吉思汗實錄」(明治四十年)三六四頁參照。
- ⑦ C. R. Bawden: The Mongol Chronicle Altan Tokbi,
Wiesbaden, 1955. (Göttingen Asiatische Forschungen
Bd. 5) Mongol Text, §24. (p. 47) Translation pp. 130—
131.
- ⑧ C. R. Bawden; Op. cit., Mongol Text, §117. (pp. 102
—103) Translation p. 190.
- ⑨ J. J. Schmidt; Geschichte der Ost-Mongolen und ihres
Fürstenhauses, St. Petersburg, 1829, S. 282. 江實譯註
「蒙古源流」(昭和十五年)卷八、一七六頁參照。なお、漢
譯本、欽定蒙古源流」卷八、十四aは
- 「其時、鄂爾多斯土默特所餘之大小諾延、收集所屬人衆、乘
亂脫出、途中相會、遂稱博達、台楚克庫爾、並給與首先料衆擊
斃之薩義洪台吉、號爲額爾克徹辰洪台吉、封爲行兵則執纛前
行、圍則居中行走之達爾罕、其大小諾延等則論其功績、酌量
加恩有差、措天下於太平、一如前日焉」と譯している。
- ⑩ 新唐書、列傳第一百四十四、突厥上、三aに
- 「突厥阿史那氏、蓋古匈奴北部、世居金山之陽、臣于蠕蠕、
種裔繁衍、至吐門遂疆大、更號可汗、猶單于也、妻曰可敦、
其地三重薄海、南抵大漠、其別部典兵者曰殺、子弟曰特勤、
大臣曰藥護、曰屈律啜、曰阿波、曰俟利發、曰吐屯、曰俟
斤、曰閭洪達、曰頡利發、曰達干、凡二十八等、皆世其官、
而無員限」とあり、突厥的大臣二十八等の一で、その官位は
世襲を許され、定員はなかつたという。なお、舊唐書の右の

對應部分には「達干」はあげられていない。

- ⑪ 遼史卷一一六、國語解、七bに、
達刺干、縣官也、後陞副使、
麻都不、縣官之佐也、後陞爲令、
馬步、未詳何官、以達刺干陞爲之、
とあり、また同語解「麻普」の條(十六a)に、
「麻普、卽麻都不、縣官之副也、初名達刺干」、
同百官志二、北面部族官の條に、
「大部族石烈
某石烈、夷離董、某石烈麻普、亦曰馬步、本名石烈達刺干、
某石烈牙書」、
同百官志一、北面官官、十二官職名總目の條にも、
「某石烈
夷離董、本名彌里馬特本、改辛亥、會同元年升、麻普、本
名達刺干、會同元年改、牙書、會同元年置、」
とはは同様の記事がみえる。「達刺干」とは縣の副使たる
「麻普」又は「馬步」のことであるらしい。太宗本紀、會同
元年十一月の條に、「縣達刺干爲馬步」とあつて、この年に
行われた官制改革の結果、「達刺干」は「馬步」と改稱され
たようである。遼史の編者は縣という漢風の表現をしている
が、百官志二、北面部官の條に、「石烈縣也、彌里鄉也、」と
あるように、契丹の部族組織の下級單位、「石烈」のことを
いつたものである。こうして、契丹の「達刺干」(*Tarkhan)
とは部族組織の下級單位「石烈」の副官のタイトルであつ
た。

- 舟田正敏「遊化社會史研究」(昭和二十七年)六九—七〇頁參照。cf. K. A. Wittfogel & Feng Chia Sheng: *History of Chinese Society*, Liao, Philadelphia, 1949. p. 433.
- ㉔ 櫻葉齋撰「藝林錄」' 櫻田齋尺牘' 卷一' (1111—1113頁)
- ㉕ The Tarikh-Jahan-Cusha of 'Alā' u' d-Dīn 'Alā Malik-i-Juwaynī, composed in A. H. 658 = A. D. 1260. Edited by Mirzā Muhammad Qazvīnī. (Gibb Memorial Series vol. XVI, 1) Part I. Leyden, 1912. pp. 27—8. cf. J. A. Boyle: *The History of the World-Conqueror*, 2 vols., Manchester, 1958. vol. 1 § III. pp. 37—8.
- ㉖ The Akbar Namaḥ by Abul-Fazl-i Mubārak-i 'Allāmī. Edited by Maulawī 'Abdur-Rahīm. vol. III, Fasc. VIII, Calcutta, 1886. (Bibliotheca Indica, A. S. B. New Series Nos. 564, 565.) pp. 635—6.
cf. The Akbar Nama, translated from the persian by H. Beveridge, Calcutta, 1910. (Bibliotheca Indica A. S. B. New Series, No. 1253). vol. III. Chapt., CXVIII,
- pp. 973—5. cf. also. The Ā'in-i Akbarī by Abū'l-Fazl 'Allāmī, translated from the persian by H. Blockmann, revised by D. C. Phillott. Second edition, Calcutta, 1939. (Bibliotheca Indica A. S. B. New Series, 1492. work No. 61) vol. I, pp. 393—4. Note on the meaning of the title of "Tarikhān".
- ㉗ Tarikh-i Rashīdī by Mirzā Muḥammed Ḥaidar Daughlat. 邦譯道大學本 田實信助發給の大英博覧會題名の邦來知れた譯本 櫻葉齋尺牘 卷一 頁 27—28. E. Denison Ross & N. Elias: *The Tarikh-i-Rashīdī of Mirzā Muḥammad Ḥaidar, Dughlat, A History of the Moghuls of Central Asia*, London, 1895. pp. 54—56.
- 櫻註① Qishiq 是尺蠖發成の「凶失虫蠶」(卷五 89a・90a・95a・d・卷六 100 Passim) 及び 邦元尺蠖の「啓音體」(卷一 111a' 111a) に邦訳知れた。
- 櫻註② Maulawī 'Abdur-Rahīm の發給したキキマツ Banā u' d-Dīn 尺蠖 櫻註の譯本に Barā u' d-Dīn' 發給なやうに頭 なる。發給 (Loc. cit.) の「田正」(Badai) に邦訳知れた。